

**新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整  
に関する条例の改正骨子（案）  
パブリック・コメントの実施結果**

## 【目次】

- 1 パブリック・コメントの実施結果（概要） …… 1
- 2 パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方 …… 3

# 1 パブリック・コメントの実施結果（概要）

## 1 パブリック・コメント

### (1) 実施期間

令和7年9月15日（月）から令和7年10月15日（水）まで

### (2) 意見提出者及び提出方法

意見提出者	1名・個人
ホームページ	1名・個人
持参	0名・団体
ファックス	0名・団体
郵送	0名・団体

### (3) 意見数及び意見の条例への反映等

・意見数 4件

意見項目の内訳		件数
1	条例改正の時期について	2件
2	条例改正に係る事例について	1件
3	条例手続きについて	1件
合 計		4件

#### 意見の条例骨子への反映等

A	意見の趣旨を条例骨子に反映する	0件
B	意見の趣旨は区の方向性と同じ	0件
C	意見の趣旨に沿って条例を推進する	0件
D	今後の取組の参考とする	0件
E	意見として伺う	0件
F	質問に回答する	4件
G	その他	0件
合 計		4件

## 2 説明会

### (1) 実施日及び参加者数

日程	会場	参加者数
令和7年10月1日(水) 14時から	新宿区役所第二分庁舎分館1階 会議室	3名
令和7年10月9日(木) 14時から		
令和7年10月9日(木) 19時から		

### (2) 意見数及び意見の条例への反映等

・意見数 0件

## 2 パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

令和7年9月15日（月）から令和7年10月15日（水）にかけて実施した、新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の改正に向けたパブリック・コメントにおける意見要旨及び区の考え方をまとめたものです。

[意見提出者及び意見数]

意見提出者 1名・個人 意見数4件

«記載内容は、以下の項目を設け、整理しています。»

項目	説明
【意見項目】	頂いたご意見の内容が、条例骨子案のどの項目に対するご意見であるか示しています。
【意見要旨】	基本的には、原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【区の考え方】	頂いたご意見について、区の考え方を示しています。（条例骨子への反映等については、A～Gで示しています。A～Gの分類については、パブリック・コメント等実施結果概要（p.1）をご確認ください。） また、区に対する質問については、区の回答を記述しています。

No.	意見 項目	意見要旨	対 応	区 の 考 え 方
1	期改 正時	施行日は、何時を予定されているのでしょうか。	F	ご質問に対してお答えします。 令和8年10月1日午前0時施行を予定しています。
2	期改 正時	「条例等の制定及び改廃について(通知)」(9新総総第2568号)の起案時では、施行日を何時としていますか。	F	ご質問に対してお答えします。 通知では起案をするとき条例等の施行の時期を記載する事項について規定しておりますが、施行日を何時とするかについての記載はしておりません。
3	例改 正事	新宿区の隣接区では、今般の改正条例案対象の中高層建築物に対する「中高層建築物の建築に係る紛争と予防と調整に関する条例」ではどのような様になっているか教示下さい。	F	ご質問に対してお答えします。 隣接区のうち港区、渋谷区では、新宿区と同じように中高層建築物等とし、対象建築物の範囲を拡大しております。
4	条 例 手 続 き	区の境の建築物の場合、従来の条例第6条に規定する説明会の開催は、両方の区の住民を対象に開催されますか、教示下さい。	F	ご質問に対してお答えします。 条例第6条に規定する説明会の開催については、従来から条例第2条で近隣関係住民は計画建築物の高さの2倍の水平距離の範囲内にある土地又は又は建築物に関して権利を有するもの等と規定しているため、両方の区の住民である近隣関係住民を対象に開催します。